

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年四月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県迷惑行為防止条例

第一条中「暴力的不良行為等」を「行為」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十条 削除

（つきまとい行為等の禁止）

第十一条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第一項に規定するつきまとい等及び同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等を除き、第一号から第四号まで及び第五号（電子メールの送信等（同条第二項に規定する電子メールの送信等をいう。以下同じ。）に係る部分に限る。）に掲げる行為については、身体的安全、住居等（住居、勤務先、学校その他その現に所在する場所又は通常所在する場所をいう。以下この項において同じ。）の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る。）を反復して行つてはならない。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ち塞がり、住居等の付近において見張りをし、住居等に押し掛け、又は住居等の付近をうろつくこと。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。

四 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

五 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、文書を送付し、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を公安委員会規則で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として公安委員会規則で定める行為を行うこと。

第十二条第一項中「において、他人」を「に在る人に対し、人」に、「しゅう恥させ、又は他人」を「羞恥させ、又は人」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「他人の胸部、臀部、下腹部、大腿部等（以下「胸部等」という。）」を「人」に、「行為」を「こと」に、「含む。」であつて卑わいなもの」を「含む。」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 通常衣服で隠されている人の下着又は身体をのぞき見ること。

第十二条第一項第三号中「前二号」を「前各号」に、「言動」を「言動をすること」。

」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三 写真機、ビデオカメラその他の撮影する機能を有する機器（以下「写真機等」という。）を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。

四 着衣等を透かして見ることができる機器を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体の映像を見ること。

五 第三号に掲げる行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。
第十二条第二項を次のように改める。

2 何人も、教室、事務所、タクシーその他不特定若しくは多数の者が出入りし、若しくは利用することができる場所又は乗物（公共の場所、公共の乗物及び次項に規定する場所を除く。）にいる人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 写真機等を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。

二 前号に掲げる行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。
第十二条に次の一項を加える。

3 何人も、浴場、更衣室、便所その他人が通常着衣の全部又は一部を着けない状態であるような場所（公共の場所を除く。）及び住居にいる人に対し、人を著しく羞恥させ、又は人に不安若しくは嫌悪を覚えさせるような方法で、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 写真機等を使用して、通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影すること。

二 前号に掲げる行為をしようとして、写真機等を人に向け、又は設置すること。

第十三条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「前三条」を「第十一条又は前条第三項（第三号を除く。）」、第二項第二号若しくは第三項第二号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 常習として前条第一項第三号、第二項第一号又は第三項第一号の規定に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「前三条」を「第十一条又は前条第一項（第三号を除く。）」、第二項第二号若しくは第三項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前条第一項第三号、第二項第一号又は第三項第一号の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第十四条中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。